

売買契約書（案）

吹田市（以下「売主」という。）と●●●●●●●●（以下「買主」という。）は、次のとおり売買契約を締結する。

（目的）

第1条 売主は、別紙仕様書に基づき、使用済みGIGAスクール端末等（以下「本物件」という。）について現状有姿で買主に売り渡し、買主はこれを買受けるものとする。

（信義誠実の義務）

第2条 売主及び買主は、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買代金等）

第3条 本物件の売買代金は、金●●,●●●,●●●円とする（ただし、消費税及び地方消費税の額●●,●●●,●●●円を含む。）。

（売買代金等の支払時期）

第4条 買主は、前条に定める売買代金を、契約期間満了までの間に、売主の発行する納入通知書により支払わなければならない。

（契約保証金）

第5条 この契約に係る契約保証金は、売買代金の100分の10とする。なお契約保証金は売買代金の一部とし、追って売買代金を支払う際は、契約保証金を除いた額を支払うものとする。

（所有権の移転時期）

第6条 本物件の所有権は、買主が第3条の売買代金等の支払を完了したときに買主に移転するものとする。

（引渡しの日）

第7条 本物件の引渡しは、売主買主の双方が協議の上で決定するものとする。

（危険負担）

第8条 本物件の所有権が移転した日から引渡し日までの間において、売主の責めに帰すことのできない理由により本物件に滅失、き損等の損害が生じたときは、そ

の損害は買主の負担とする。

(契約不適合責任)

第 9 条 買主は、引き渡された本物件に契約の内容に適合しない個所がある場合においても、履行の追完の請求、売買代金等の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。

(契約の解除)

第 10 条 売主は、買主が次のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 買主が、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 買主が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成 24 年吹田市条例第 50 号）の規定に該当する暴力団及びその関係者と認められるとき。

2 前項の場合において、買主は本物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを売主に請求しないものとする。

(費用の負担)

第 11 条 次に掲げる費用は、買主の負担とする。

- (1) この契約の締結に要する費用
- (2) 本物件の名義変更又は一時抹消に要する費用
- (3) 本物件の搬送に要する費用
- (4) 本物件に表示されている売主の名称を消除するために要する費用

(買主の義務)

第 12 条 買主は、本物件に表示されている売主の名称を消除した上で、それを証する写真を引渡日後 20 日以内に売主に提出するものとする。

(管轄裁判所)

第 13 条 本契約に関する管轄裁判所は、売主の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。

(疑義の決定)

第 14 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、吹田市財務規則（昭和 39 年吹田市規則第 14 号）の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、売主買主協議して定めるものとする。

売主及び買主は、この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自 1 通を所持する。

令和●●年●●月●●日

売主 吹田市泉町 1 丁目 3 番 4 0 号
 吹田市
 代表者 吹田市長 後藤 圭二

買主 ●●●●●●●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●●●●●●●